大規模災害対策に関する指定都市市長会要請

近年、日本各地で大規模な災害により甚大な被害が多く発生しており、これらに備えた徹底的な事前防災の推進は喫緊の課題である。

国においては、過去の災害の教訓等を踏まえ、災害対策基本法や各種指針の改定を行うほか、「緊急防災・減災事業債」や「地域未来交付金」、「防災力強化総合交付金」などの様々な財政措置により、地方自治体の災害対策の推進にかかる支援が講じられている。

しかしながら、今後起こるとされる、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲で甚大な被害が想定される大規模災害に備え、さらなる災害対策の推進が必要である。とりわけ、多くの人口が集中し、様々な都市機能や産業が集積する指定都市においては、災害時に人命、財産はもとより住民の暮らしを守り、社会経済の被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効果的な対応が求められる。

大規模災害時において、指定都市では非常に多くの避難者が発生することが懸念されており、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、要配慮者の災害関連死の防止や、多様なニーズを踏まえながら、スフィア基準に適合した避難生活における良好な生活環境を確保していくために、質・量の両面から充実した資機材等の整備が必要とされている。

また、多くの観光客が来訪し、通勤・通学等の地域生活圏域の中枢となる指定都市においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保が不可欠である。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われるリスクへの懸念が障壁となり、施設確保が容易に進まないといった課題が長年解消されていない。

指定都市としては、各圏域の中枢都市として、これら喫緊の課題に対して、自ら率先して取り組むとともに、令和８年中に設置が予定されている、災害対策の司令塔機能を担う「防災庁」とも十分な連携を図りながら、国と一体となって防災力の向上に取り組んでいく必要がある。

ついては、指定都市市長会として、今後起こり得る大規模災害に備えた災害対策を推進するため、下記のとおり要請する。

記

１　避難生活における生活環境の改善に向けた財政措置

避難生活における資機材等の整備をはじめとする事前防災の取組に対して、交付対象事業費の引き上げや、災害用の大型の資機材はもとより、消耗品・備品を含めた、個々の地方自治体のニーズに応じた品目についても広く対象とするなど、十分な財政措置を講ずること。

２　帰宅困難者対策への支援

帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

令和　年　月　日

指定都市市長会